

◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

◆この資料は、「(仮称) 横浜国際園芸博覧会 計画段階環境配慮書」の内容を抜粋したものです。



2027横浜
国際園芸博覧会

(仮称) 横浜国際園芸博覧会 計画段階配慮書の概要

令和3年4月8日

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課

◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

◆この資料は、「(仮称) 横浜国際園芸博覧会 計画段階環境配慮書」の内容を抜粋したものです。

本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 地域の概況及び地域特性
3. 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容



1.事業計画の概要

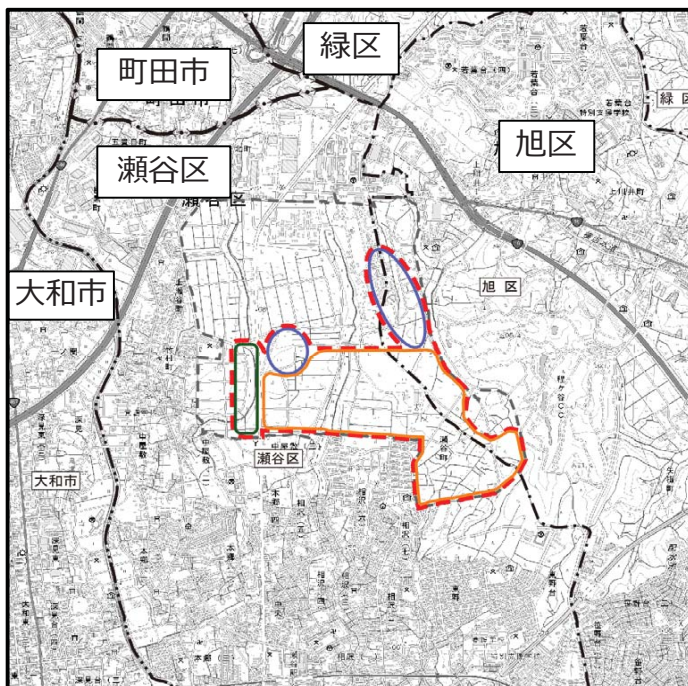
横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課

事業計画の概要

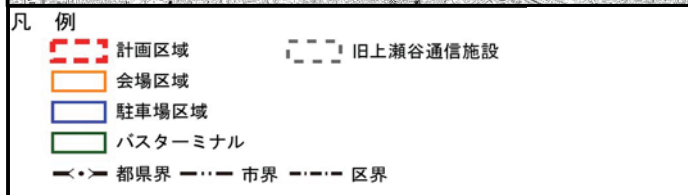
配慮書P.1-1



計画段階事業者^注の氏名及び住所
名称 横浜市 代表者の氏名 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
事業の名称
(仮称)横浜国際園芸博覧会
事業の種類、規模
開発行為に係る事業(第1分類事業) 計画区域の面積:約100haを想定
計画区域
横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町



注:本博覧会は国が認定する法人等((仮称)博覧会協会)が開催組織となりますが、現在は開催都市である横浜市が本博覧会の基本計画案を検討しているため、計画段階事業者として環境影響評価の手続きを実施します。



本博覧会招致の経緯

配慮書P.1-14~1-15

- ・平成27年6月に旧上瀬谷通信施設が返還される。
- ・旧上瀬谷通信施設のまちづくりにあたり、平成30年3月に基本構想案を策定した。
- ・令和元年9月の国際園芸家協会年次総会で、横浜市として国際園芸博覧会開催を申請し、承認を受ける。

平成27年6月	旧上瀬谷通信施設が返還
平成28年10月	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望(市)
平成29年6月～	「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」の開催(市)
平成30年3月	「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」の策定(市)
令和元年9月	国際園芸家協会(AIPH)年次総会で、横浜市として国際園芸博覧会を申請し、承認を受ける。
令和2年3月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定(市)
令和2年10月 ～令和3年3月	「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」の開催(国)
令和2年11月	「2027国際園芸博覧会推進委員会」の設立

5

事業の目的及び必要性

配慮書P.1-4

- ・国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的とする。
- ・本博覧会を通じ、日本・横浜が体現するグリーンシティが国内外の都市に共通する課題の解決に繋がることを開催意義とする。

【具体化に向けた基本方針】

世界共通の課題解決に向け、2050年を見据えた、人と自然との関わりが「幸せ」となり、主体的な参加を促す社会モデルを横浜・上瀬谷から世界に発信し、次の文明の先駆けとなる祭典とする。

6

「テーマ」

「幸せを創る明日の風景

～Scenery of The Future for Happiness～

「サブテーマ」

「自然との調和」 ・ 「緑や農による共存」

「新産業の創出」 ・ 「連携による解決」

「会場コンセプト」

里山で培われた思想・行動が未来を広げ、花と緑が輝き、人と自然が共に紡ぐ明日の風景

7

1) 開催場所	旧上瀬谷通信施設（横浜市）
2) 開催期間	令和9年3月～9月(6箇月間)
3) 規模	会場区域約80ha、 駐車場区域及びバスターミナル合計区域約20ha の合計約100haを想定
4) 総参加者数	1,500万人以上を想定※
5) 開催組織	国が認定する法人等（(仮称) 博覧会協会）

※第3回横浜国際園芸博覧会具体化検討会資料（令和3年3月5日時点）

参加者規模：1,500万人以上（ICT活用や広域・地域連携などの多様な参加形態を含む）

有料来場者数：1,000万人以上

8

◆本博覧会におけるグリーンインフラ実装の考え方

- 本博覧会におけるグリーンインフラの実装にあたっては、様々な公益的機能をもたらす空間として存在効用（ハード）と利用効用（ソフト）の両面のあり方を提示していく。
- 会場内では、ハード面においては、自然地形を生かした会場づくり、ソフト面においては展示空間内でのプログラムの実施などを通じてグリーンインフラを幅広く実装していく。

グリーンインフラに期待される主な機能例



(1) 会場区域

◆施設計画

- 試験植栽圃場、植物ストックヤード、検疫・保税関連施設等の管理運営上必要な施設の整備を想定。
- 来場者が利用する施設として、展示施設、催事施設及びサービス施設等の整備を予定。
なお、各施設は、多機能複合化、公共施設の活用、コンパクト化、3Rを積極的に図る。

◆動線計画

- 数多くの来場者・利用者が安全に移動することができることを前提として幅員、経路を設定する。
- 導線は用途別に、来場者用動線、管理用動線、緊急用動線、VIP用動線に分けて整理する。

事業計画の内容（事業計画）

配慮書P.1-11

◆インフラ計画

- ・「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」によって整備される造成地、道路、上下水、ガス、電気通信、雨水流出抑制施設（雨水調整池）等のインフラとともに、「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」によって整備される園路、広場、植栽等を活用する。
- ・本博覧会は、屋外庭園・花壇や展示・催事施設等の各種会場施設の整備を想定。
なお、本博覧会終了後は、仮設施設の解体撤去を想定している。
- ・使用する電力については、再生可能エネルギー100%とすることを目標に、地域等で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等の活用による「創エネ」も検討する。

事業計画の内容（事業計画）

配慮書P.1-11

◆会場配置のイメージ案

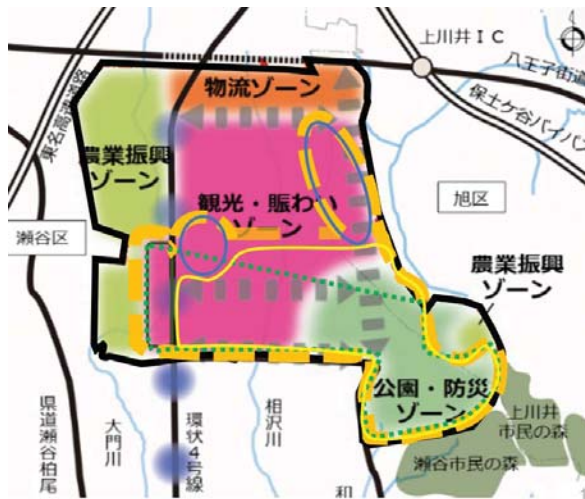


事業計画の内容（事業計画）

配慮書P.1-12

(2) 駐車場計画

- ・会場に隣接して**団体バスや自家用車の駐車場を設置**する。
 なお、駐車場は、環境配慮型の車両（EV、FCV）を優先し、充電ステーション等を設置するなど、**ゼロカーボンに向けた取組の導入**を検討する。
- ・会場から10km圏内の公共用地などを活用した会場外駐車場を設置し、会場までシャトルバスで運行する「**パーク&ライド**」システムなどの施策を実施する。



- 計画区域【約100ha】
- 会場区域
- 駐車場区域
- バスターミナル
- 公園整備事業区域（配慮書時点）

【図（配慮書P.1-18（図-1.8））】

事業計画の内容（事業計画）

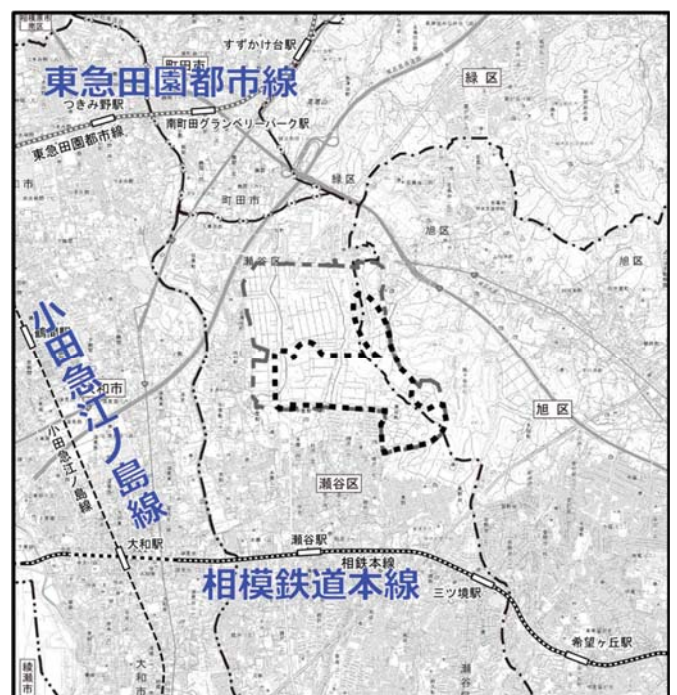
配慮書P.1-12

(3) 輸送計画（会場の立地状況について）

- ・国道16号や環状4号線などの幹線道路、広域交通として**東名高速道路等**が近接。
- ・相模鉄道本線、東急田園都市線、小田急江ノ島線など複数の鉄道路線がある。



【図 主要道路網（配慮書P.2-121（図-2.3-10））】



【図 鉄道網（配慮書P.2-124（図-2.3-12））】

事業計画の内容（事業計画）

配慮書P.1-12

(3) 輸送計画

- ・ 周辺道路の交通負荷を極力減らすための定量的な検証及び対策の検討を行う。
- ・ 新たな交通（(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業）の活用を検討する。
- ・ バスターミナルは、来場者の利便性を考慮し会場区域に隣接して設置する。
- ・ 輸送計画については、交通管理者や輸送事業者などとの協議を経て、決定する。



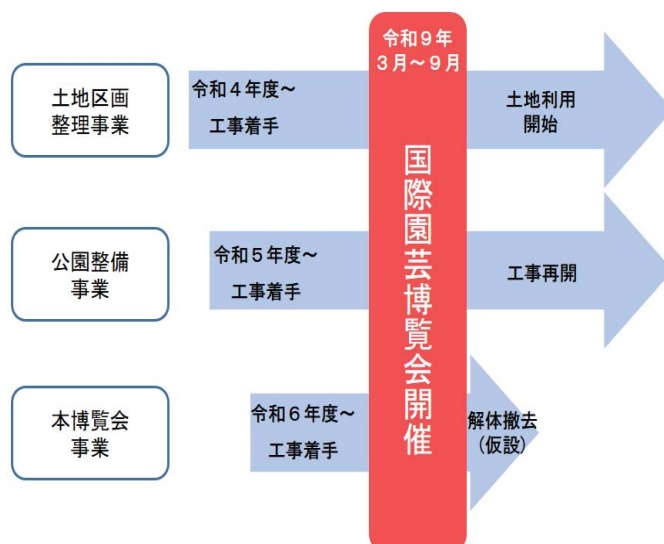
- 計画区域【約100ha】
- 会場区域
- 駐車場区域
- バスターミナル
- 公園整備事業区域（配慮書時点）

【図（配慮書P.1-18（図-1.8））】

事業計画の内容（今後のスケジュール）

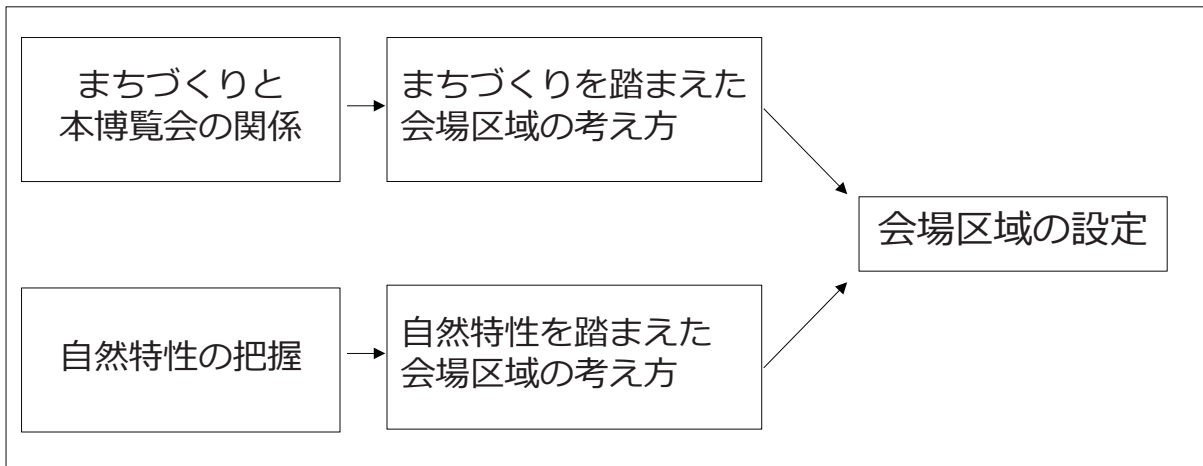
配慮書P.1-13

- ・ 令和3年度から令和5年度までにかけて本博覧会の基本計画作成、博覧会国際事務局（BIE）の認定申請に向けた取組を進める。
- ・ 「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」による整備が先行することを踏まえ、令和6年度頃の開始を想定している。



(1) 計画区域の設定

- 本博覧会の計画区域は主たる区域の**会場区域と会場区域に隣接して設置する駐車場区域、バスターミナル**で構成。
- 設定に当たっては、**将来のまちづくりと本博覧会の関係を整理**するとともに、**現地の自然特性を把握**することによって検討。



17

◆まちづくりの観点

令和2年3月に策定された「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けて、4つの土地利用ゾーンが設定され、**本博覧会のレガシーを継承・発展**する拠点としてグリーンインフラの骨格を形成することが位置付けられている。



農業振興ゾーン

現在のまとまりのある農地を活かし、瀬谷区と旭区それぞれに配置します。

物流ゾーン

東名高速道路や保土ヶ谷バイパス、環状4号線、八王子街道といった幹線道路へのアクセスや、現状の土地利用や周辺環境を考慮し、計画地の北側、環状4号線の東側に配置します。

観光・賑わいゾーン

集客施設の立地を想定し、計画地の中央、環状4号線の東側に配置します。また、ゾーンの一部は、環状4号線の西側の道路沿いに配置します。

公園・防災ゾーン

瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、市民の森と連続させ、計画地の南東側に配置します。

18

環境配慮検討の経緯

配慮書P.1-19

◆自然特性の観点

- ・旧上瀬谷通信施設地区及び周辺の自然環境を「緑のネットワーク」、「景観(地形)」、「景観(植生)」、「土地の改変の状況」の観点で整理。



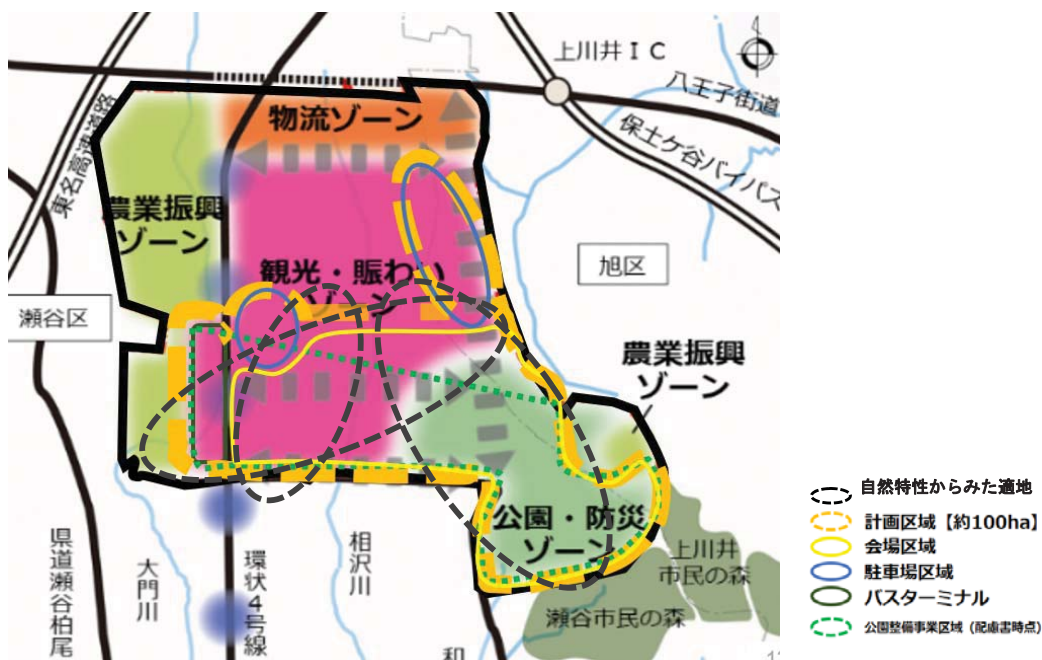
19

環境配慮検討の経緯

配慮書P.1-20

◆まちづくりと自然特性を踏まえた会場区域の設定

将来のまちづくりと自然特性を踏まえた結果、下記区域を会場区域として設定。



20

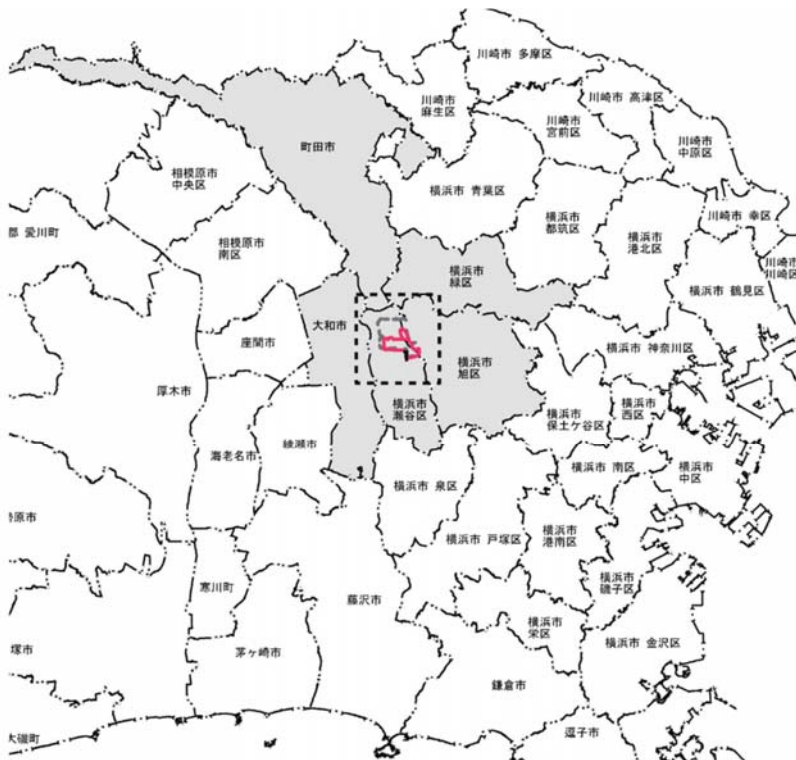


2.地域の概況及び地域特性

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課

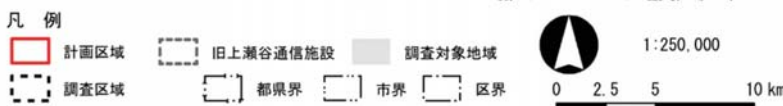
2-1.地域の概況及びその周囲の概況

配慮書P.2-1

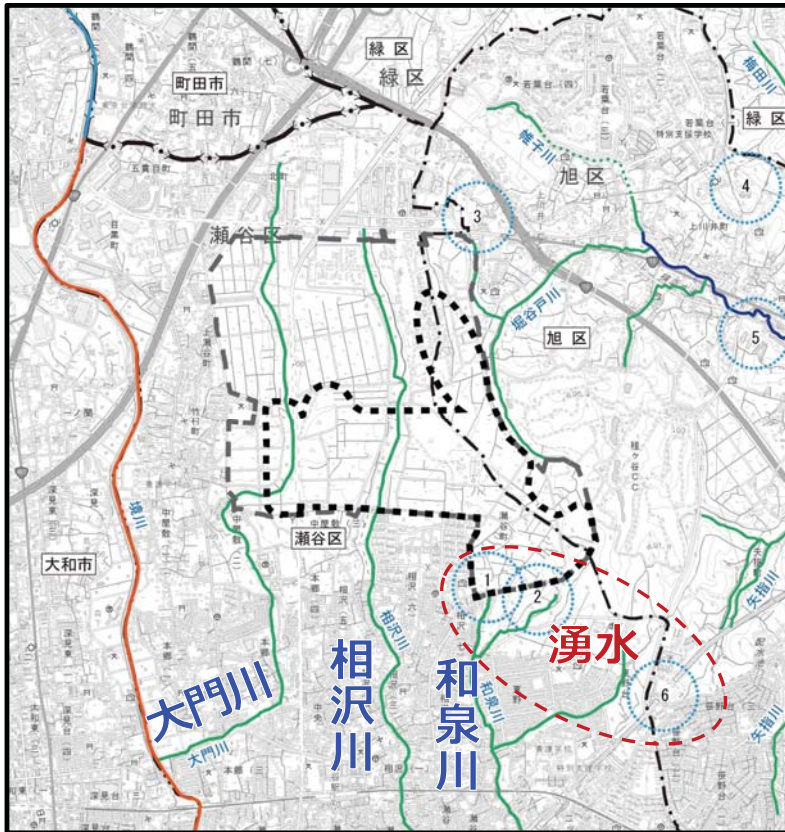


◆自然的社会的状況に関する
情報収集の範囲
: 計画区域周辺の区域
(約4km四方を含む区域)

◆統計データに関する情報
収集対象地域
: 瀬谷区、旭区、緑区、
大和市、町田市



河川及び湧水の分布状況

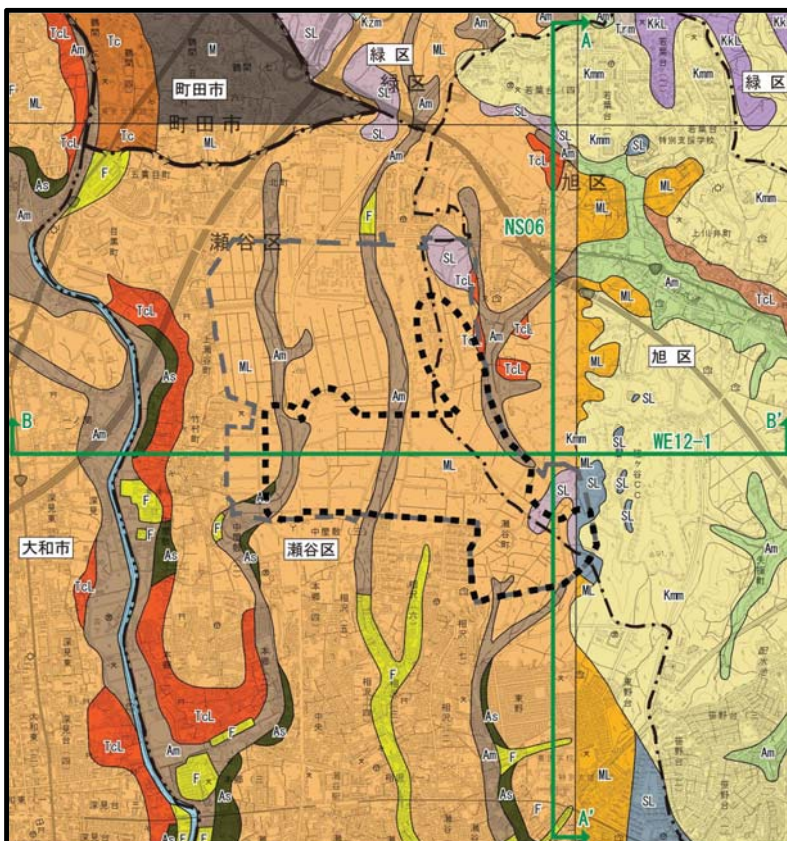


- 計画区域内には、大門川、相沢川、計画区域の南側近傍には和泉川が流れている。

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川(県管理区間)
- 二級河川(都管理区間)
- 二級河川(県管理市施行・維持区間)
- その他(横浜市管理)
- 公共下水道
- 湧水の位置

地質の状況



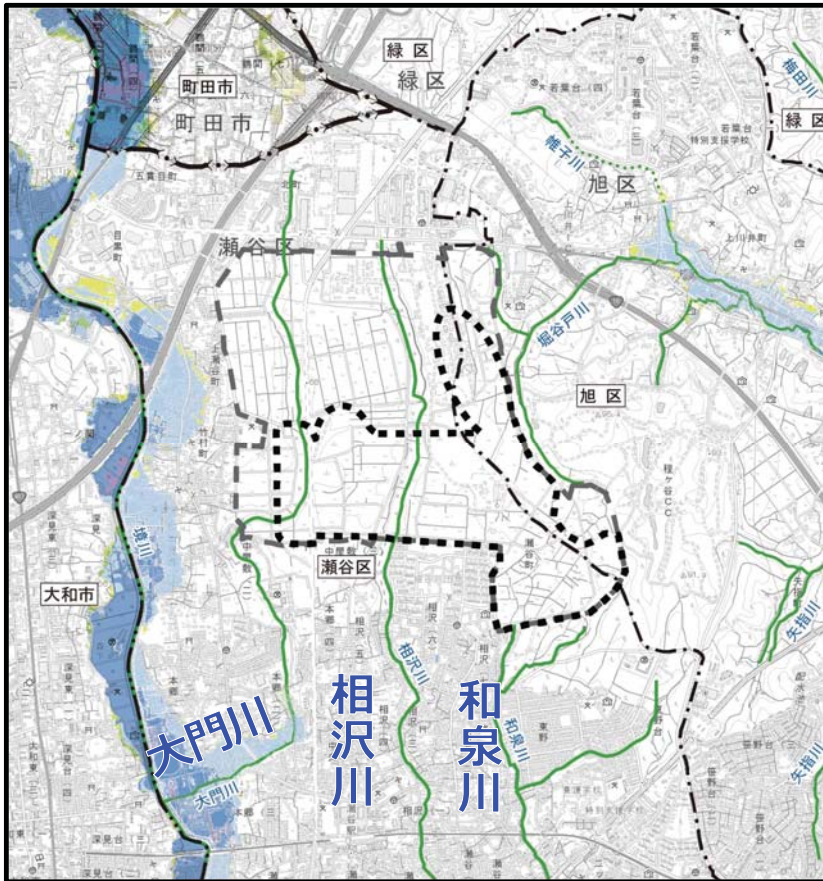
- 計画区域には、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、沖積層等が分布している。

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- Am 沖積層(泥を主とし砂を含む)
- As 沖積層(砂・礫を主とし泥を含む)
- Tcl 立川ローム層
- Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物
- Tcl 立川ローム層・立川礫層
- ML 武蔵野ローム層
- M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物
- Am 低湿地堆積物
- F 埋土
- F 盛土
- 水部分
- なし
- 断面図位置
- ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層
- SL 相模層群・下末吉ローム層
- SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層
- KKL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層
- Kzm 上総層群
- Trm 上総層群・鶴川層
- Kmm 上総層群・上星川層

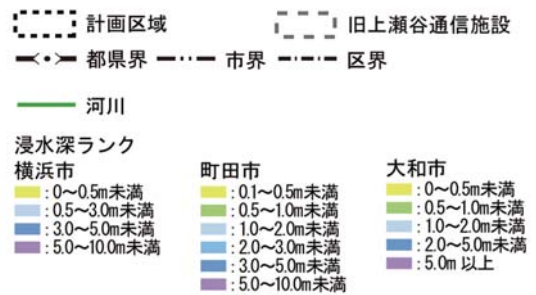
洪水による浸水想定区域の状況

配慮書P.2-46~47



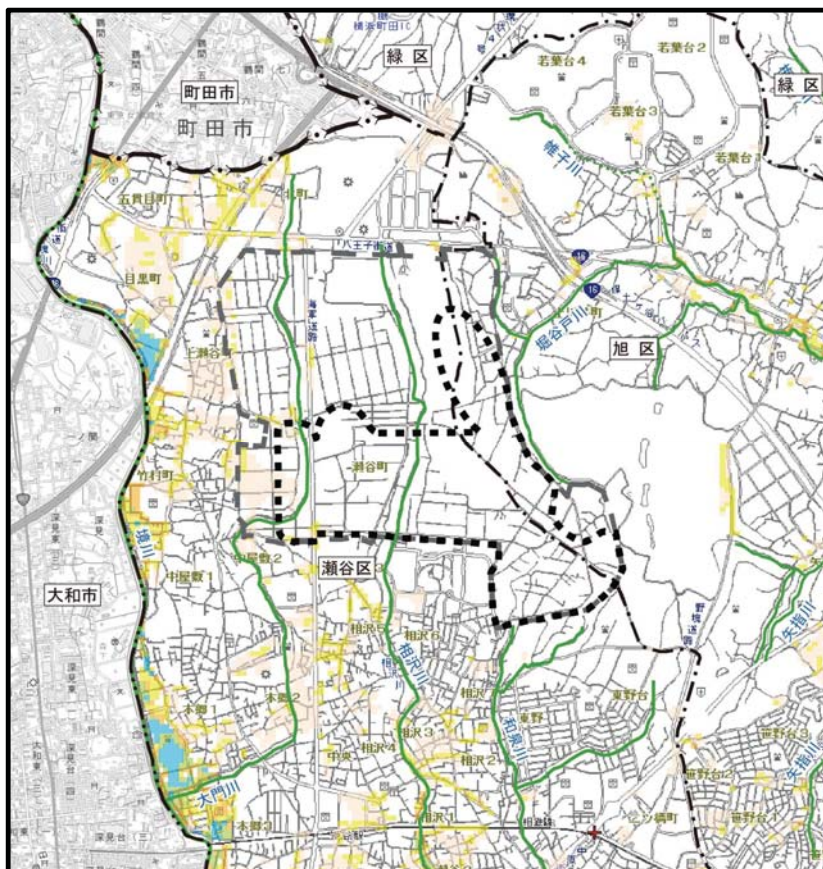
- 計画区域周辺に浸水のおそれがある。

凡例



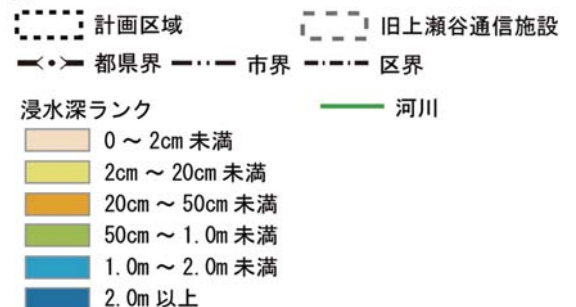
内水による浸水想定区域の状況

配慮書P.2-46~48

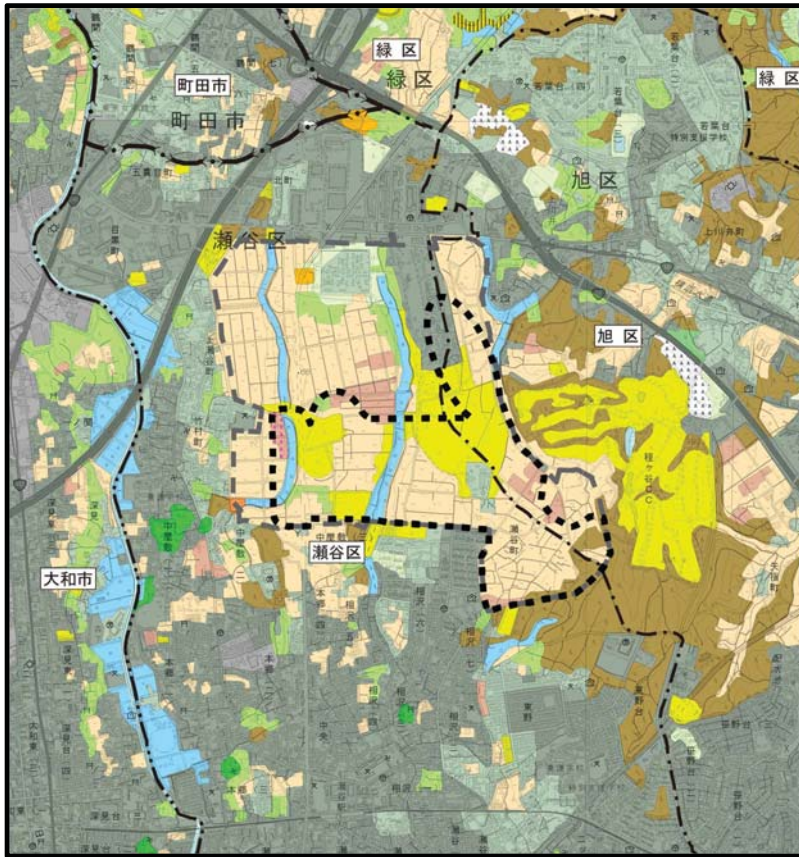


- 計画区域周辺に浸水深が0~2cm未滿、2~20cm未滿の地域が散在的に分布している。

凡例



現存植生図



- 計画区域の現存植生は「畑雑草群落」、「ゴルフ場・芝地」、「水田雑草群落」の他に、「クヌギ-コナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「果樹園」、「緑の多い住宅地」等が分布している。

凡例

計画区域	旧上瀬谷通信施設
都県界	市界
区界	
シラカシ群集	低木群落
シラカシ屋敷林	チガヤーススキ群落
コナラ群落 (V I I)	スギ・ヒノキ・サワラ植林
クヌギ-コナラ群集	竹林
ゴルフ場・芝地	緑の多い住宅地
牧草地	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
路傍・空地雑草群落	工場地帯
果樹園	造成地
畑雑草群落	開放水域
水田雑草群落	
市街地	

重要な植物群落の分布位置図

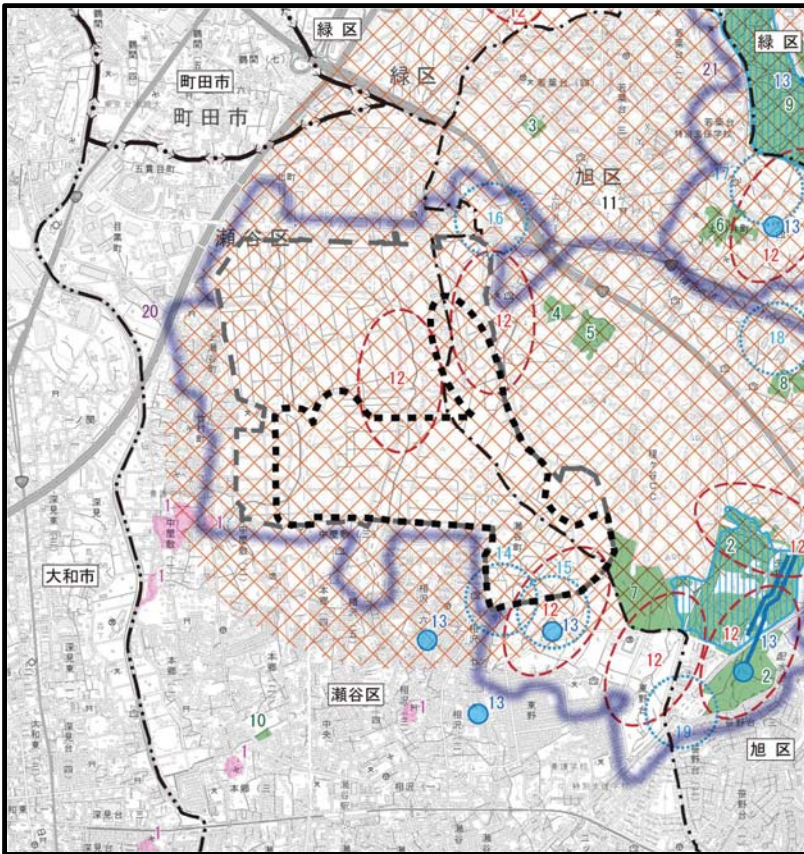


- 計画区域には、植物の重要な群落等は確認されなかった。

凡例

計画区域	旧上瀬谷通信施設
都県界	市界
区界	
天然記念物	
自然植生	
	植生自然度9

重要な自然環境のまとまりの場

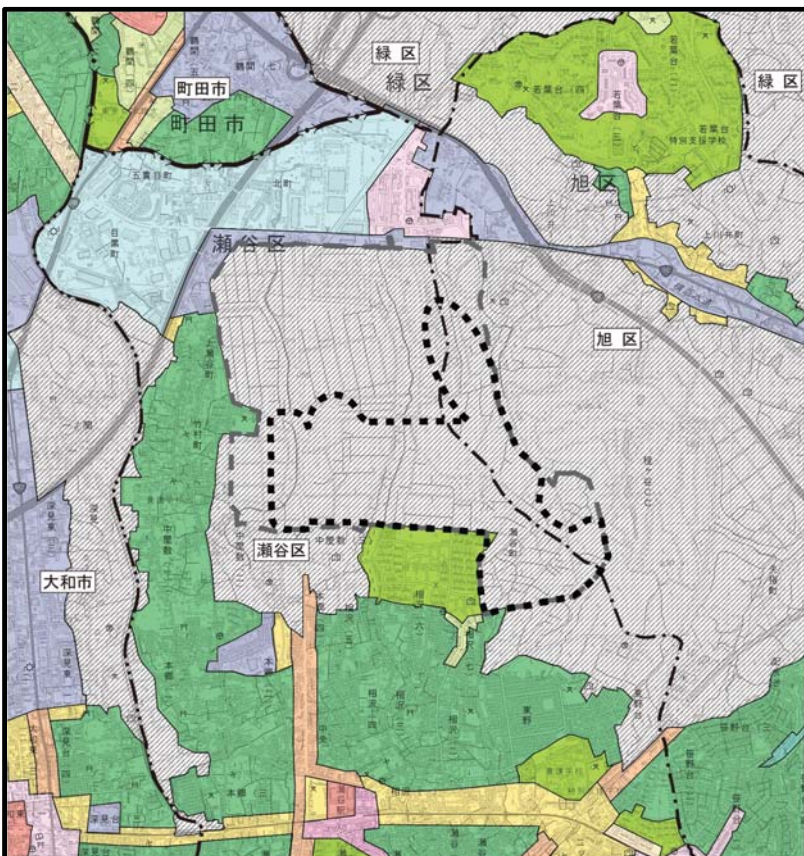


- 計画区域内には、生物多様性保全上重要な里地里山等がある。

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界 --- 市界 --- 区界
- 自然植生 植生自然度9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- ホテル生息確認地域
- トンボ池等主要エコアップスポット (点のピオトープ)
- 湧水の位置
- 緑の10大拠点

用途地域図

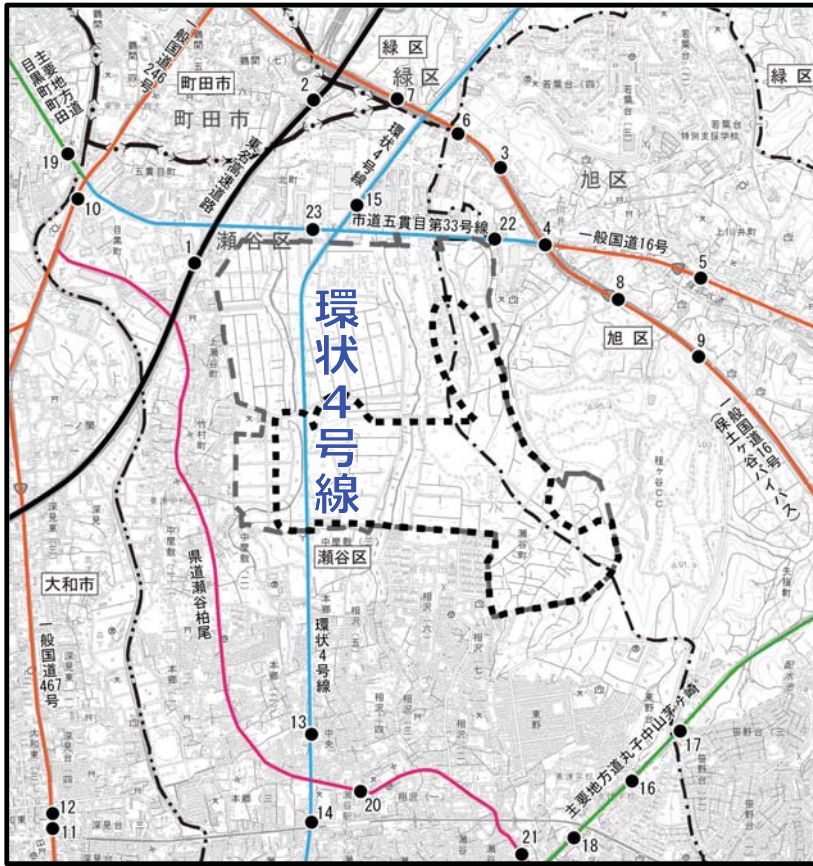


- 計画区域の大部分は、市街化調整区域に指定されている。(一部は第1種中高層住居専用地域に指定)

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界 --- 市界 --- 区界
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 市街化調整区域

主要道路網

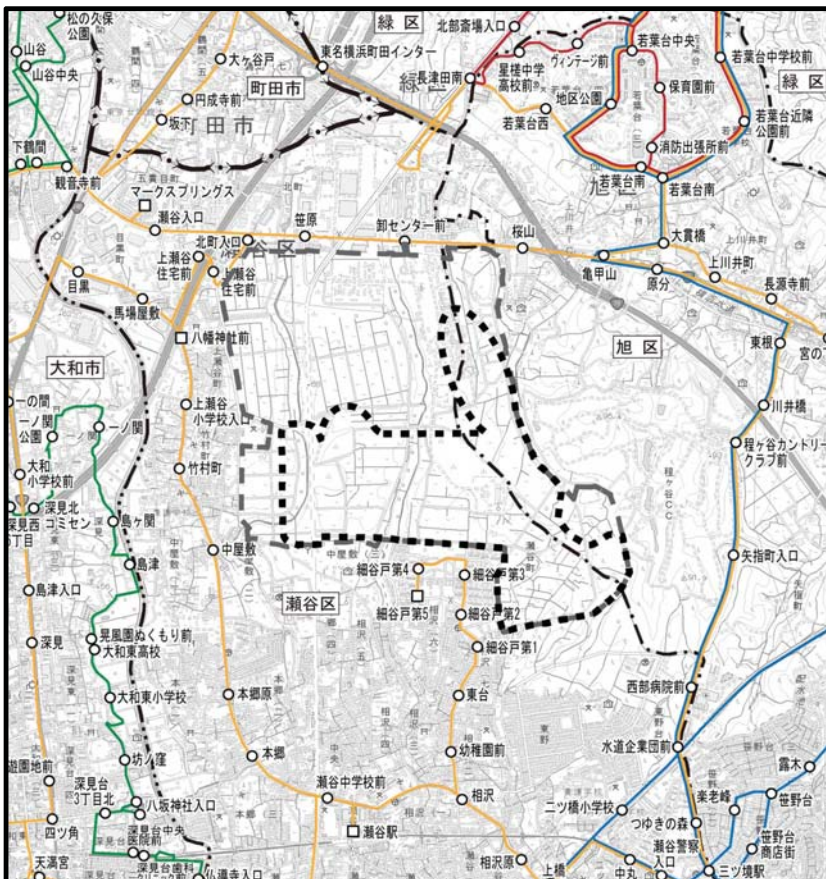


- 計画区域には、環状4号線が通っている。

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道(主要地方道)
- 県道(一般県道)
- 市道(指定市の一般市道)
- 交通量調査地点

バス路線

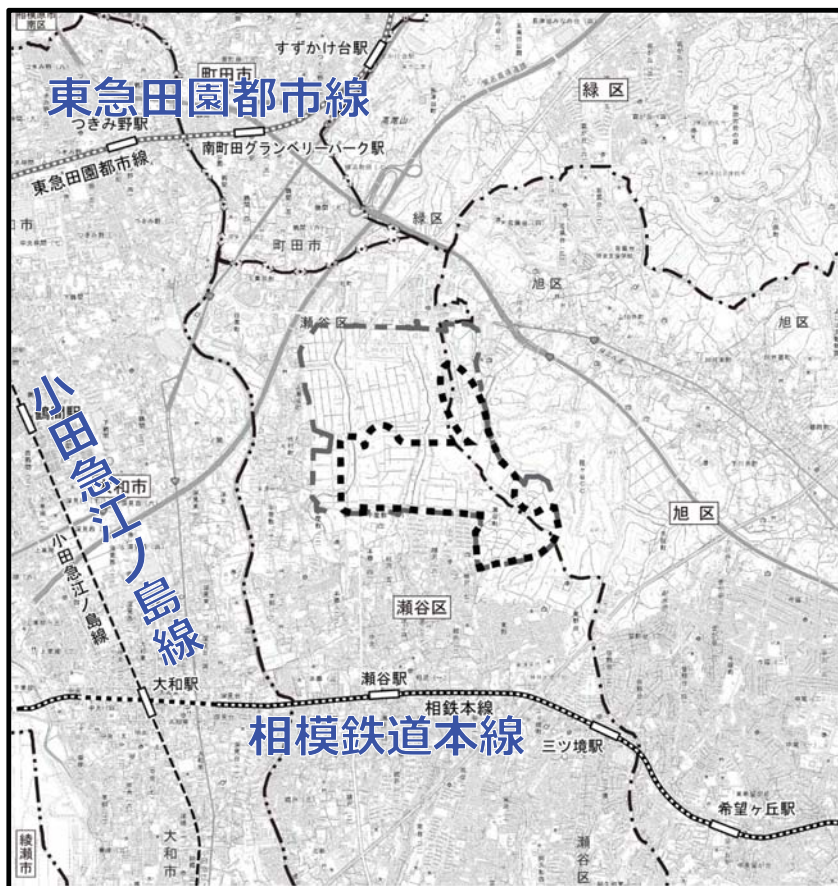


- 計画区域内へのバスの乗り入れはない。

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 横浜市営バス
- 神奈川中央交通バス
- 相鉄バス
- 大和市コミュニティバス
- バス停(起点・終点)
- バス停

鉄道網



- 調査区域においては、相模鉄道本線、小田急江ノ島線及び東急田園都市線が存在している。

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (..... 地下部分)
- 小田急江ノ島線
- 東急田園都市線
- 駅

公共施設等の状況 (公園・緑地等)



- 調査区域においては、主な公園・緑地等は96施設存在している。

凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 主な公園・緑地等



3. 配慮指針に基づいて行った 計画段階配慮の内容

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書P.3-1~2



◆基本的な配慮事項

横浜市環境配慮指針：開発行為等に係る事業に関する 配慮事項	選定
(1) 計画地選定や施設配置等に当たり、周辺環境への影響を低減する。	○
(2) 環境資源等の現況把握を行う。	○
(3) 安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。	○
(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守する。	○

◆本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針：開発行為等に係る事業に関する 配慮事項	選定
(5) グリーンインフラの保全、活用を図り、健全な水循環の創出に努める。	○
(6) 工作物や敷地の緑化による生物の生息環境の確保に努める。	○
(7) エネルギー使用の合理化及び、未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○
(8) 低炭素電気を選択に努めるとともに、建設資材や設備等のグリーン購入を図る。	○
(9) 次世代自動車の導入や公共交通等の利用促進により、二酸化炭素の排出抑制に努める。	○

37

◆本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針：開発行為等に係る事業に関する 配慮事項	選定
(10) 工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○
(11) 微気候に配慮し、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○
(12) 周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○
(13) 地下空間を設ける場合は、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	×
(14) 駐車場整備にあたり、インフラ整備、交通集中の回避や安全及び利便性に配慮する。	○

38

◆本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針：開発行為等に係る事業に関する 配慮事項	選定
(15) 風害、光害、日照障害等の影響を少なくする。	○
(16) 地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移 転及び地域の分断を避ける。	○
(17) 地下水の涵養を図る。	○
(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○

基本的な配慮事項（1）

計画地選定や施設配置等に当たり、周辺環境への影響を低減する。

- ・「市民の森から続く多摩三浦丘陵」や「谷と丘が緩やかに連続するパノラマ」、「相沢川沿いの谷戸地形」などの自然環境ポテンシャルを生かす。
- ・「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」等の関連事業と連携し、本博覧会として必要となる主要施設の配置を検討する。

基本的な配慮事項（1） ※前項の続き

計画地選定や施設配置等に当たり、周辺環境への影響を低減する。

- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー型機器の導入、再生可能エネルギー設備等の導入について、計画段階から検討することにより温室効果ガスの排出抑制に努める。
- ・上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行う。

上位・関連計画

- ・横浜市水と緑の基本計画
- ・横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン
- ・横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン
- ・横浜市環境管理計画

41

基本的な配慮事項（2）

環境資源等の現況把握を行う。

- ・計画段階配慮書の作成を通じて自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めた。
- ・市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点等の現在の自然環境があることから、これらの自然特性を極力活かせるよう、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する計画とする。

42

基本的な配慮事項（3）

安全な工事計画の検討、市民への情報提供に努める。

- ・安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。

基本的な配慮事項（4）

環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守する。

- ・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業による土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定。

遵守する法令

- ・土壌汚染対策法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・生物多様性基本法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律

本事業に係る配慮事項（5）

グリーンインフラの保全、活用を図り、健全な水循環の創出に努める。

- ・グリーンインフラを実装することにより、計画区域全域において、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する他、概念の普及や関連技術の発展に努める。
- ・雨水の有効利用として、打ち水、植物への灌水、トイレ洗浄水としての活用などを行い、健全な水循環の創出に努める。

45

本事業に係る配慮事項（6）

工作物や敷地の緑化による生物の生息環境の確保に努める。

- ・海外から導入する植物は適正な植物検疫を経た個体に限定することで、想定外の移入を防止するなど、生物多様性の保全に努める。
- ・郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用により、生物の生育生息環境の確保に努める。
- ・樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場や庭園、和泉川源流の水辺環境等、多様な環境の創出に努める。

46

本事業に係る配慮事項（7）

エネルギー使用の合理化及び、未利用エネルギーの積極的な活用に努める。

- ・建物や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討する。
- ・省エネ、再エネ設備については最適な運用に努め、エネルギー消費量の最小化を図る。
- ・植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギー創出など資源の循環・再利用を検討する。
- ・再生可能エネルギー100%とすることを目標にする。太陽光発電システム等の「創エネ」も検討する。

47

本事業に係る配慮事項（8）

低炭素電気の選択に努めるとともに、建設資材や設備等のグリーン購入を図る。

- ・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入を図る。
- ・再生可能エネルギー100%とすることを目標にする。太陽光発電システム等の「創エネ」も検討する。

48

本事業に係る配慮事項（9）

次世代自動車の導入や公共交通等の利用促進により、二酸化炭素の排出抑制に努める。

- ・ シャトルバス輸送によるアクセス性の向上等、公共交通機関の利用を促進した輸送計画を検討する。
- ・ 会場に隣接する駐車場は、環境配慮型（EV、FCV）を優先し、充電ステーション等を設置するなど、ゼロカーボンに向けた取組の導入を検討する。

本事業に係る配慮事項（10）

工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。

- ・ 工事期間の短縮や資材の再利用等を通じて温室効果ガス排出抑制に努める。
- ・ 省エネルギー型機器を導入し、温室効果ガス排出量の抑制に努める。
- ・ 会場の建設や本博覧会終了後の施設解体においては、低燃費型の建設機械の採用に努める。

本事業に係る配慮事項 (11)

微気候に配慮し、ヒートアイランド現象の抑制に努める。

- ・ 駐車場や管理用通路及び園路等は、透水性舗装、保水性舗装や遮熱性舗装などの導入を検討する。
- ・ 建物等については、断熱素材の利用、壁面や屋上の緑化等のヒートアイランド現象の抑制策を検討する。

51

本事業に係る配慮事項 (12)

周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。

- ・ 相沢川や和泉川源流から連続する草地等の上瀬谷ならではの景観構成要素を活かした会場整備を検討する。
- ・ 建物外観の色彩や材質、形態・高さ等は、花・みどりや農の営みを美しく見せる観点及び風景との調和を重視して検討する。

52

本事業に係る配慮事項 (14)

駐車場整備にあたり、インフラ整備、交通集中の回避や安全性及び利便性に配慮する。

- ・多方面からの交通を分散させるよう、駐車場の適切な配置や整備に努め、歩行者の安全も確保します。また、環境配慮型の車両（EV、FCV）のための充電ステーション等の設置を検討する。
- ・会場から10km圏内に会場外駐車場を設置し、シャトルバスで会場に行く「パーク&ライド」システムの導入により、周辺道路への交通集中の回避に努める。

53

本事業に係る配慮事項 (15)

風害、光害、日照障害等の影響を少なくする。

- ・「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画を検討する。
- ・現段階では風害や日照障害を起こす施設は想定なし。

54

本事業に係る配慮事項 (16)

地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。

- ・ 本事業による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転なし。
- ・ 本博覧会では市民、民間企業、大学等の教育機関、行政など多様な主体が連携し、グリーンインフラ管理やレクリエーション等を通じて各自が関わるグリーンコミュニティの形成を目指す。

55

本事業に係る配慮事項 (17)

地下水の涵養を図る。

- ・ グリーンインフラの整備を通じて地下水涵養機能の保全を図る。
- ・ 駐車場や管理用通路・園路等は透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した会場整備に努める。

56

本事業に係る配慮事項 (18)

廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

- ・ 会場整備に当たって、コンクリート廃材などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び仮施設におけるリース対応等により、資源の循環的な利用に努める。
なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理する。
- ・ 木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。
- ・ 建設発生土は、場内再利用に努める。

57

本事業に係る配慮事項 (18) ※前項の続き

廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

- ・ 植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討する。
- ・ 来場者に対して、廃棄物等の発生抑制を促すような取組を検討する。

58

◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
◆この資料は、「(仮称)横浜国際園芸博覧会 計画段階環境配慮書」の内容を抜粋したものです。

ご清聴ありがとうございました